

国民の安全・安心の実現

近年、経済・社会のグローバル化・ボーダレス化の進展を背景として、国際的な物流や
人的交流が拡大する中で、国民生活の安全・安心を脅かす麻薬・覚醒剤等の不正薬物、
銃砲、テロ関連物資等や健全な経済の発展を損なう知的財産侵害物品等の密輸の
危険性が高まっています。財務省関税局・税関では、国民生活の安全・安心を守り、
我が国の経済・社会秩序を維持するため、このような社会悪物品等の国内への流入を水際で
阻止することを最重要課題の一つとして位置付け、積極的な取締りを実施しています。



contents

水際における厳格な取締り P10



テロ・大量破壊兵器対策 P14



知的財産保護のための取組 P16



水際における厳格な取締り

財務省関税局・税関においては、従来から不正薬物・銃砲等の密輸入阻止を最重要課題の一つと位置付け、厳格な取締りを実施してきているところです。大型X線検査装置等の有効活用、国内外の関係機関等との連携の促進など、検査・取締体制の強化を図り、効果的な検査に取り組んでいきます。

大型X線検査装置 細部まで見逃さない正確さとスピーディーさを両立

現在、税関では、輸出入される商業貨物、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の検査に際して、これらを開梱等することなく、より速く、より的確な検査の実施を可能とするため、各種のX線検査装置を配備し、覚醒剤・大麻等の不正薬物や銃砲等の密輸摘発に活用しています。このうち、大型X線検査装置については、近年、コンテナで輸出入される貨物やコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯が発生している状況を踏まえ、コンテナや自動車等の大型貨物の検査を可能とするため、2001年に横浜港へ初めて導入して以

来、これまでに全国15ヵ所(13港)に配備しています。これまでコンテナ貨物の全量取出検査については、コンテナ1本あたり2時間程度を要していましたが、この装置の導入により、10分程度で検査することが可能となり、検査時間が大幅に短縮されました。



大型X線検査装置



麻薬探知犬 不正薬物の摘発には欠かせない重要なパートナー

麻薬探知犬は、1979年に米国税関の協力を得て2頭を導入したことから始まり、現在は、全国の税関に約130頭を配備しています。主に、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の輸出入検査等に活用されており、これまで、多くの大麻・覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献しています。

また、2002年にはテロ対策の一環として爆発物探知犬を導入し、2024年には不正な現金の持ち出しを取り締まる目的で紙幣探知犬を導入しました。



麻薬探知犬

TDS(不正薬物・爆発物探知装置)

TDSは、輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の表面を拭き取り、採取した検体をイオン化し、質量を分析することで、隠匿された覚醒剤等の不正薬物及び爆発物を探知することができる装置であり、これまで多くの覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献しています。

当該機器は、検査対象貨物を破壊することなく、短時間で、隠匿された不正薬物及び爆発物

数多くの功績をあげる日本独自の検査機器

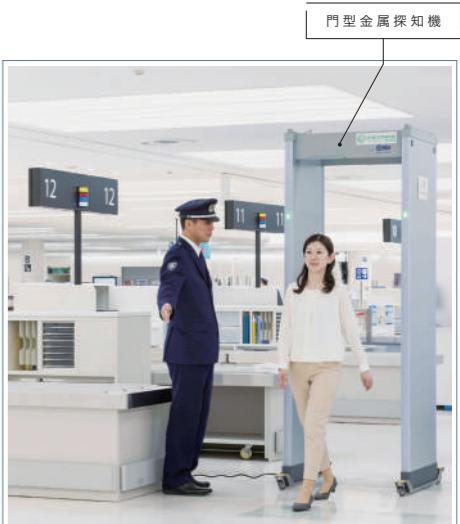
を探知することができるから、迅速且つ厳格な検査が可能となりました。



門型金属探知機 金地金密輸対策の要

税関では、2017年に、金地金の密輸に対し税關における水際での法執行を積極的かつ厳格に推進することを目的として、「検査の強化」、「処罰の強化」、「情報収集及び分析の充実」の3つを柱とする『「ストップ金密輸」緊急対策』を策定しました。門型金属探知機は、第1の柱である「検査の強化」の要として導入された機器であり、現在では全国税關空港や各海港に配備されています。

これにより、従来の携帯型金属探知機と比べ、より多くの旅客を対象に、流れを止めずに迅速な通關を図りつつ、これまで以上に厳格な取締りが可能となりました。



門型金属探知機

密輸は絶対見逃さない。その信念を貫きます。

不正薬物・銃砲等の社会悪物品の持ち込み、金地金の密輸を許さない。それが関税局・税関の信念であり、着実な摘発実績を挙げております。2024年(令和6年)における不正薬物全体の摘発件数は1,020件(前年比24%増)、押収量は約2,579kg(同6%減)となり、初めて2年連続で2トンを超える、極めて深刻な状況となっています。金地金の密輸入事件の摘発件数は493件(同約2.3倍)、押収量は約1,218kg(同約4倍)となりました。



船内検査

主な社会悪物品の摘発実績

増大する不正薬物・銃砲等の密輸。着実な摘発実績を挙げています。

年 種類	年					
	2020	2021	2022	2023	2024	前年比(%)
覚醒剤	件 kg	72 811	95 1,014	301 665	297 2,246	139 1,761
						47% 78%
大麻	件 kg	204 126	199 153	138 473	135 171	390 344
						289% 201%
大麻草	件 kg	86 49	94 22	57 315	76 88	234 211
						308% 241%
大麻樹脂等	件 kg	118 76	105 132	81 157	59 83	156 133
						264% 159%
あへん	件 kg	— —	1 4	— —	— —	2 0
						全増 全増
麻薬	件 kg	167 822	233 61	237 188	240 312	322 464
	千錠	90	133	82	49	67
						134% 149% 137%
ヘロイン	件 kg	2 0	— —	— —	— —	2 0
						全増 全増
コカイン	件 kg	27 820	34 14	28 49	71 123	54 260
						76% 211%
MDMA等	件 kg	74 2	81 30	98 94	61 117	90 139
	千錠	90	130	81	48	67
						148% 119% 137%
その他麻薬	件 kg	64 1	118 16	111 46	108 71	176 65
	千錠	0	3	0	0	0
						163% 91% 33%
向精神薬	件 kg	2 —	6 0	16 0	10 0	4 0
	千錠	1	1	2	1	1
						40% 4% 93%
指定薬物	件 kg	300 169	302 19	354 19	143 13	163 10
						114% 78%
合計	件 kg	745 1,928	836 1,251	1,046 1,346	825 2,741	1,020 2,579
	千錠	91	134	84	49	67
						124% 94% 136%
(参考) 使用回数	万回	5,530	3,577	2,608	8,003	6,919
						86%
銃砲	件	3	1	6	1	26
	丁	3	1	7	1	27
うち拳銃	件	3	1	6	1	26
	丁	3	1	7	1	27
拳銃部品	件	—	1	2	1	100%
	点	—	1	4	1	100%

(注) 1. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものと含む。2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。3. 大麻草は、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻も含む。4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂、大麻リキッド、大麻葉等のほか、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬であるTHC類製品も含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類(テトラヒドロカンナビノーラル)を含有する液体・菓子類をいう。5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMD-Eの合計を示す。6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。7. (参考) 使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。(覚醒剤: 0.03g、大麻草: 0.5g、大麻樹脂: 0.1g、あへん: 0.3g、ヘロイン: 0.01g、コカイン: 0.03g、MDMA等及び向精神薬: 1錠) 8. 端数処理のため数値が合わないことがある。9. 数量の表記について、「0」は500錠未満の場合を示し、「—」は全く無い場合を示す。10. 2024年の数値は速報値である。

金地金の摘発実績

年 種類	年									
	2015 件	2016 kg	2017 kg	2018 kg	2019 kg	2020 kg	2021 kg	2022 kg	2023 kg	2024 kg
金地金	465	811	1,347	1,086	61	51	5	9	219	493 ^(注)

(注) 2024年の数値は速報値

摘発事例

不正薬物の密輸入事件を摘発

令和6年6月、東京税関はカナダから成田国際空港に到着した旅客の携帯品(スーツケース)に隠匿された覚醒剤約19kgを摘発しました(写真左)。同年5月、大阪税関はアメリカから到着した国際郵便物(キャンディー)に隠匿された大麻粘質物約825gを摘発しました(写真右)。



事例 1

金地金の密輸入事件を摘発

令和6年1月、門司税関は韓国から福岡空港に到着した旅客の身辺(下着)に隠匿された金地金約2kgを摘発しました。



事例 2

知的財産侵害物品の密輸入事件を告発

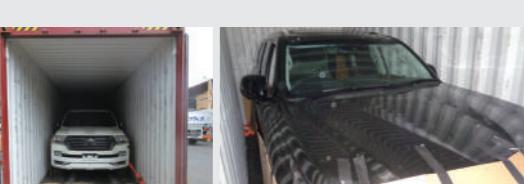
令和6年7月、長崎税関は、中国から航空貨物により商標権を侵害する衣類等34点を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。



事例 3

盗難車の不正輸出事件を告発

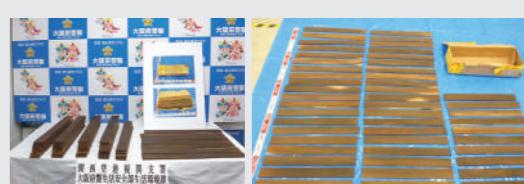
令和6年12月、横浜税関は、アラブ首長国連邦へ海上貨物により盗難車2台を不正に輸出しようとしたオーストラリア人1名を関税法違反で告発しました。



事例 4

ワシントン条約該当物品の密輸入事件を告発

令和6年6月、大阪税関は、パラグアイから航空貨物によりツルサイカチ属に該当する木材1枚を密輸入しようとした法人1社及び日本人1名を関税法違反で告発しました。



事例 5

テロ・大量破壊兵器

税関におけるテロ対策を強化するため、爆発物や化学兵器の原料物質、テロに使用されるおそれのある病原体等を輸入してはならない貨物に指定し、テロ関連物資が国内に流入しないよう取締りを実施しています。また、大量破壊兵器については国際的な枠組みに参加するなど拡散防止に取り組んでいます。



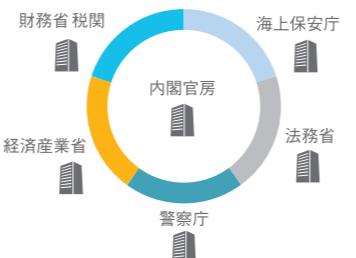
取締強化のための法整備

税関におけるテロ対策を強化するため、爆発物や化学兵器の原料物質、テロに使用されるおそれのある病原体等を輸入してはならない貨物に指定し、テロ関連物資が国内に流入しないよう取締りを実施しています。また、2005年10月からは輸出貨物にかかる事後調査制度が施行され、2007年6月からは大量破壊兵器関連

物品を日本で積み替えて第三国に向けて積み戻そうとする際には税関への申告を行わせるようすなど、大量破壊兵器の拡散阻止に取り組んでいます。また、旅客及び貨物に関して、日本到着前にリスク分析に必要な情報を入手するための法整備を行い、テロ関連物質等の水際取締りを強化しています。

関係機関との密接な連携

テロ・大量破壊兵器の取締りには、政府が一体となって取り組むことが不可欠です。このため、税関では警察庁、法務省、経済産業省等の関係機関と日頃から緊密な情報交換及び人事交流を行うとともに、爆発物等の密輸入阻止や大量破



最新機器の開発・導入

税関では爆発物等を発見・分析するためにTDS(不正薬物・爆発物探知装置)などを導入しており、さらに効果的な取締りを目指して、先端技術を活用した検査機器の研究開発にも取り組んでいます。



AEO(Authorized Economic Operator)制度の推進

国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供するAEO制度を導入し、その実施に努めています(詳細はP22以降を参照)。

海外との連携 海外と連携した取組み

国内関係機関との情報交換に加え、外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室においても、テロ関連情報の収集・分析の強化に力を入れています。税関では、海

外からの情報収集のみならず、テロ・大量破壊兵器対策として進められている国際的な取組にも参加しています。

CSI (Container Security Initiative) 海上コンテナ安全対策

海上コンテナ貨物によるテロを未然に防止するために、外国の港に税関職員を派遣し、ホスト国税関と協力して危険度の高いコンテナ貨物を船積み前に特定する取組であり、日本は米国及びカナダとの間で実施しています。米国とのCSIでは、2003年3月より順次、横浜港、東京港、名古屋港及び神戸港において米国税関職員を受け入れており、日本からは米国のロサンゼルス・ロングビーチ港に税関職員を派遣して日本向けコンテナのリスク評価を実施しています。



PSI (Proliferation Security Initiative) 拡散に対する安全保障構想

大量破壊兵器・ミサイル及びこれらの関連物質の拡散を阻止するため、参加国が共同してとりうる措置を検討・実践する国際的な取組であり、現在106ヵ国がPSIに参加・協力しています。これまでに世界各地域で海上輸送貨物や航空輸送貨物等の阻止訓練を実施しており、日本主催による訓練も開催されています。



- 2007年10月 日本・横浜港(日本政府主催)(Pacific Shield 07)海上輸送貨物に係る阻止訓練
- 2012年7月 日本・新千歳空港(日本政府主催)(Pacific Shield 12)航空輸送貨物に係る阻止訓練
- 2018年7月 日本・横須賀市久里浜港(日本政府主催)(Pacific Shield 18)海上輸送貨物に係る阻止訓練
- 2021年10月 シンガポール(Deep Sabre 21)海上輸送貨物に係る阻止訓練
- 2022年8月 米国・ハワイ(Fortune Guard 22)海上輸送貨物に係る阻止訓練
- 2023年5月 韓国(Eastern Endeavor 23)海上輸送貨物に係る阻止訓練
- 2024年9月 豪州(Exercise Pacific Protector 24)海上輸送貨物に係る阻止訓練

知的財産保護のための取組

コピー商品や海賊版などの知的財産侵害物品は、経済発展の妨げとなるほか、消費者の健康や安全を脅かすものであり、世界各国において問題となっています。



知的財産侵害物品の取締り

知的財産の保護に関しては官民あげて取り組んでいるところです。税関は輸出入が禁止されている偽ブランド品などの知的財産侵害物品の水際取締りを行い、知財保護の一翼を担う組織として、その役割を果たしています。



2024(令和6)年の知的財産侵害物品の輸入差止件数は、33,019件で、3万3千件を超え、過去最多を更新しました。知的財産侵害物品には、健康被害を及ぼす可能性のある医薬品、発火の恐れのある電気製品など、使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性のある物品もであることから、税関では、これらについても重点的な水際取締りを行っています。

また、輸送形態別では知的財産侵害物品は郵便で持ち込まれることが多いことから、税関では、郵便物についても積極的な取締りを実施しています。

告発事例

事例 1



商標権を侵害する衣類の密輸入事犯を告発

東京税関は、福島県警察と共同調査を実施し、商標権を侵害する衣類34点を中国から密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。(令和6年10月)

事例 2



商標権を侵害するネックレス等の密輸入事犯を告発

神戸税関は、兵庫県警察と共同調査を実施し、商標権を侵害するネックレス等887点を中国から密輸入しようとしたベトナム人2名を関税法違反で告発しました。(令和6年2月)

知的財産別輸入差止実績

種類 \ 年	2021	2022	2023	2024	前年比	構成比
特許権	174	280	230	267	116.1%	0.8%
	27,429	34,631	34,127	237,802	696.8%	18.3%
意匠権	302	354	348	502	144.3%	1.5%
	73,953	136,148	442,073	298,131	67.4%	23.0%
商標権	27,424	25,705	30,448	31,212	102.5%	93.6%
	621,684	548,972	500,824	443,887	88.6%	34.2%
著作権	674	841	863	1,380	159.9%	4.1%
	96,345	162,896	79,221	317,293	400.5%	24.5%
不正競争防止法	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	—	—
合計	28,270	26,942	31,666	33,019	104.3%	100.0%
	819,411	882,647	1,056,245	1,297,113	122.8%	100.0%

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

(単位:上段・件数、下段・点数)

国際的な協力の推進

知的財産侵害物品は、特定国にとどまらず世界各国に拡散しており、消費者の健康や安全を脅かす問題にもなっています。このような観点から、知的財産侵害物品の拡散を防止するため、税関当局間の国際協力の促進が活発に議論されています。例えば、経済連携協定(EPA)交渉においても、締約国税関当局による知的財産侵害物品の水際取締りの強化について積極的に取り上げています。また、開発途上国における知的財産侵害物品対策強化のため、世界税関機構



(WCO)と協力して、専門家の派遣、地域セミナーの開催や開発途上国税関職員の日本の大蔵省税關學院への留学受入れなどの技術協力にも積極的に取り組んでいます。

中国・韓国との協力の推進

このような国際的な取組の中でも、中国・韓国の税関との協力関係の強化は特に重要です。2007年4月の第1回日中韓税局長・長官会議(TCHM)での合意を得て、2007年10月には日中韓知的財産作業部会を創設しました。2017年11月の第6回TCHMにおける合意をうけ、引き続き日中韓で効果的な取締りのための情報交換の促進に向けた取組を行っています。

